

## 沖縄県立青少年の家個別施設計画策定業務委託 企画提案応募要領

### 1 業務目的

沖縄県立青少年の家は、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を行うとともに、施設をこれらの研修のための利用に供すること等により、健全な青少年の育成及び社会教育の振興を図ることを目的として県内に6施設を整備している。

当該施設の一部では建物の老朽化が進み、各施設では多くの電気・機械設備、特に空調・消防・給排水の配管等が更新時期に差しかかっていることから、これらの改築や大規模改修にあたっては、施設の一時閉鎖や移転を行いながら、順次工事を実施することが想定される。

本業務は、「沖縄県公共施設等総合管理計画」を始めとする県の計画・指針や、国のインフラ長寿命化計画等に基づき、施設を安全かつ長期にわたって使用していく観点から、設備更新等の計画、また、これを契機に施設機能の改善、効率的な施設利活用の推進を図るため、建築物の劣化状況等の現状把握を踏まえて、改築や大規模改修に係る整備方針、事業計画等を纏めた「沖縄県立青少年の家個別施設計画(案)」等（以下「個別施設計画(案)」という。）を策定するものである。

### 2 業務概要

詳細は、沖縄県立青少年の家個別施設計画策定業務委託企画提案仕様書を参照のこと。

- (1) 業務名 沖縄県立青少年の家個別施設計画策定業務委託
- (2) 事業期間 契約締結の日から平成31年2月28日(木)まで
- (3) 提案総額の上限額 7,823千円(消費税込み)の範囲内で見積もること。
- (4) 内容

沖縄県立青少年の家の長寿命化を目的とした各施設の現状の分析や、修繕・更新等の優先順位とその実施方法等の検討を行い、「個別施設計画(案)」等の作成を行う。

ア 個別施設計画(案)の作成

イ 沖縄県立玉城青少年の家改築に係る基本構想(案)（以下「玉城青少年の家基本構想(案)」という。）の作成

ウ 上記ア及びイについて、外部有識者の意見を聴取する「沖縄県立青少年の家施設利活用推進会議(仮称)」の運営支援

エ その他、県が指示する事項に関すること。

### 3 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本社、又は事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (6) 計画策定や調査・分析、施設整備等のコンサルティング能力を有すること。
- (7) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれるとともに、県の指示等に柔軟に対応できること。
- (8) 過去5年間に、国・地方公共団体等からの社会教育や施設整備等に関する受託実績を有すること。
- (9) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格(1)から(4)までの要件を満たす者であること。
  - ウ 共同企業体を代表する事業者は、上記応募資格(5)の要件を満たす者であること。
  - エ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(6)から(8)までの要件を満たす者であること。
  - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (10) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項  
 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

#### 4 応募の手続き等

##### (1) 提出書類の受付期間等

- ア 受付期間 公告開始日から平成30年6月29日（金）正午まで
- イ 提出先 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁13階）  
 沖縄県教育庁生涯学習振興課 管理班 担当：眞喜志（まきし）
- ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。
- エ 提出書類 「5 提出書類等」に定める書類

##### (2) 質問受付期間等

- ア 受付期間 公告開始日から平成30年6月20日（水）正午まで
- イ 質問方法 質問書（別添）【様式10】によりメールで提出すること。  
 （メールのみ受付する。）
- ウ 送付先 生涯学習振興課 代表メールアドレス<aa317004(at)pref.okinawa.lg.jp>  
 ※(at)は@に置き換えてください。

エ 回答方法 沖縄県ホームページ「公募・入札」及び生涯学習振興課ホームページに掲載し、最終回答は平成30年6月22日（金）午後5時までに行う予定

## 5 提出書類及び部数について

### (1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書	【様式1】
イ 会社概要表（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること）	【様式2】（その1、2）
ウ コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）	【様式3】
エ コンソーシアム構成書（コンソーシアムの場合に限る）	（任意様式）
オ 委任状（コンソーシアムの場合に限る）	【様式4】
カ 類似・関連事業実績書（過去5年以内） ※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。	【様式5】
キ 執行体制図	【様式6】
ク 企画提案書 ※ 詳細は、沖縄県立青少年の家個別施設計画策定業務委託企画提案仕様書による。	（任意様式）
ケ 事業実施スケジュール表	（任意様式）
コ 経費見積書	【様式7】
サ 誓約書	【様式8】
シ 申請受理票 ※ 提出書類受理確認後、当該受理票を返戻する。	【様式9】
ス 質問書	【様式10】
セ 定款及び寄附行為 （法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの） ソ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等） タ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類 チ 直近3年間の法人事業税及び法人県民税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを証明する書類 ツ その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）	（所定の書式）

(2) 提出部数 10部（**正本1部、副本(複写)9部**、ただし、シは正本のみ提出すること。）

(3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

## 6 スケジュール

(1) 公告期間	平成30年6月13日(水)から平成30年6月29日(金)正午まで
(2) 質問書受付期限	平成30年6月20日(水)正午
(3) 提出書類受付期間	公告開始日から平成30年6月29日(金)正午まで
(4) プレゼン開催日時通知	平成30年7月2日(月) <予定>
(5) 企画提案審査(プレゼンテーション)	平成30年7月5日(木) 午後 <予定>
(6) 審査結果通知	平成30年7月6日(金) <予定>
(7) 契約締結	平成30年7月中旬 <予定>

## 7 委託候補者の選定方法について

- (1) 沖縄県教育庁内に設置する沖縄県立青少年の家個別施設計画策定業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、審査委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。
- (2) 審査委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者と生涯学習振興課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。
- (3) 審査委員会の開催概要  
ア 日時：平成30年7月5日(木) 午後 <予定>  
イ 場所：沖縄県庁13階第1会議室 <予定>  
ウ 提出した資料に基づき説明すること。  
エ 審査会場への入場は3名以内とする。
- (4) 結果の通知  
審査結果は県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

## 8 審査基準について

- (1) 適合性 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。
- (2) 実効性 確実に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること。
- (3) 具体性 提案された調査分析手法や、個別施設計画(案)及び玉城青少年の家基本構想(案)の作成手法の内容が、具体的かつ効果的であること。
- (4) 経済性 事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること。
- (5) 総合評価 上記個別の審査項目を踏まえた総合評価。

## 9 契約

- (1) 契約の締結  
委託候補者と業務委託の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。
- (2) 契約金額  
契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金(※)として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について

沖縄県財務規則（抜粋）

（契約保証金）

**第101条** 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

#### (4) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

### 10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 応募要領に違反すると認められる場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
  - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。

- (6) 委託候補者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (8) その他、本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県（教育庁生涯学習振興課）と委託候補者が協議するものとする。

11 その他

その他詳細は、沖縄県立青少年の家個別施設計画策定業務委託企画提案仕様書による。

**【問い合わせ・書類提出先】**

沖縄県教育庁生涯学習振興課 管理班 担当：眞喜志（まきし）

TEL／098-866-2746      FAX／098-863-9547

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁13階）